

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【法人住民税、事業税関係】
(他税目に共通するものを含む)

法人住民税・事業税（案）

【延長・拡充等】

（内閣要望－１）

- 東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講ずる。

（１）福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができることとされた次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における法人税の措置を法人住民税及び法人事業税に適用する。この場合における次の③の措置のうち開発研究用資産の減価償却費を特別試験研究費として取り扱う措置については中小企業者等に適用することとする。

- ① 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（平成 28 年 3 月 31 日まで即時償却ができることとする。）
- ② 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- ③ 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- ④ 再投資等準備金制度
- ⑤ 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

(2) 避難解除区域に係る措置

- ① 福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合に選択適用できるとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用する。
- ② 事業者が、避難対象区域の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができる法人税の措置を法人住民税に適用する。

(国交要望－14)

- 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の制定に伴い、同法に規定する新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る法人事業税について、資本金等の額の6分の5に相当する金額を資本金等の額から控除する資本割の課税標準の特例措置を2年間講ずる。

なお、関西国際空港株式会社及び指定造成事業者に対する資本割の課税標準の特例措置については、上記特例措置の新設に伴い廃止する。

(経産要望－23)

- 法人住民税について海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長する。

(総務要望－6、文科要望－6、厚労要望－34、農水要望－14、経産要望－26、国交要望－59、環境要望－8)

- 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。

【その他】

(総務要望－3)

- 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）について法人事業税の非課税措置を講ずる。

(経産要望－13)

- 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずる。

(要望にない項目等－１)

- 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずる。

【検討項目】

(金融要望－６、経産要望－14、15)

- 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。

(厚労要望－21、22)

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討する。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとする。

○ 次の事項（要望番号）については、国税と同様の取り扱いとする。

【拡充・延長等】

- ・ 総務省－7、8
- ・ 厚生労働省－16、29、33
- ・ 農林水産省－16、17、18、19
- ・ 経済産業省－24、25、31、32
- ・ 国土交通省－12、44、58
- ・ 環境省－2、3

【廃止・縮減等】

- ・ 内閣官房－見直し1
- ・ 総務省－見直し1
- ・ 農林水産省－3
- ・ 国土交通省－23、見直し1

【その他】

- ・ 金融庁－2、3、12
- ・ 総務省－3
- ・ 財務省－1
- ・ 厚生労働省－17、27
- ・ 経済産業省－16、21
- ・ 国土交通省－13、46